

○土浦市広告掲載要綱

平成 19 年 12 月 19 日

告示第 212 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び刊行物並びに印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産(ア及びイを除く。)

エ その他広告媒体として活用できる資産で、市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をすることができない。

(1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告

(2) 公の秩序及び善良の風俗に反し、又はそのおそれがある広告

(3) 政治性のある広告

(4) 宗教性のある広告

(5) 社会問題についての主義主張である広告

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 市が推奨しているとの誤解を招くおそれがある広告

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第 4 条 広告の規格、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(募集方法等)

第 5 条 広告掲載の募集の方法、選定の方法、掲載期間、掲載料等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(委員会)

第 6 条 広告掲載の可否の決定において、疑義が生じたときに必要な審査を行うため、土浦市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、広告掲載の可否その他必要と認める事項について審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(構成)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市長公室を担任する副市長(以下「担任副市長」という。)をもって充てる。

3 委員は、担任副市長以外の副市長、教育長及び市長公室長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(平21告示57・一部改正)

(会議)

第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、合議により決定する。

4 委員長は、広告掲載をする広告媒体を所管する部課長等を会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 広告掲載の可否その他必要と認める事項のうち、委員会から付託された事項について調査するため、事務局を設ける。

2 事務局は、政策企画課長、行政経営課長及び財政課長の職にある者をもって組織する。

(平20告示63・一部改正)

(庶務)

第10条 委員会及び事務局の庶務は、市長公室行政経営課において処理する。

(平20告示63・一部改正)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21告示57・一部改正)

付 則

この要綱は、公表の日から施行する。

付 則(平成20年3月31日告示第63号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日告示第57号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。